

道路使用（一時使用）に係る条件書

〈申請者〉

道路管理者 堺市
代表者 堺市長
（取扱 地域整備事務所）

道路使用（一時使用）にあたっては、下記の条件を遵守して行うこと。

—条件—

- 1 道路（付属物を含む）及び占用物件を損傷させない処置を講じること。
 - ・万一、道路に損傷を与えた場合、直ちに応急措置を行ったのち、道路管理者に連絡してその指示に従い、対応（現状回復等）すること。
 - ・鉄板等の養生は作業時のみの設置とし、作業終了時には直ちに撤去すること。
 - ・道路使用前及び使用後の道路の現況写真を撮影すること。道路管理者が要求した場合は、それらの写真を提出すること。
- 2 作業前に付近の住民、事業所等に周知すること。
- 3 当該道路使用に係る事故が発生した時は、直ちに道路管理者に連絡すること。
第三者に損害を与え、また紛議を生じた時は、申請者において解決すること。
- 4 保安施設や交通誘導員の配置等により、第三者に損害を与えないよう処置を講じること。
- 5 視覚障がい者誘導ブロックの機能を阻害しないこと。視覚障がい者誘導ブロックの機能を阻害する場合、視覚障害者の通行に際し、交通誘導員による誘導を行なう等、安全確保に努めること。
- 6 使用に際し、通行者の安全性が損なわれていると判断される場合、措置命令を出すことがある。
- 7 その他（ ）

〈目的〉

〈場所〉

〈期間〉